

平成30年度福岡市下水道事業会計予算案

(総 則)

第1条 平成30年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1. 処理面積	17,038 ヘクタール
2. 年間処理水量	191,429,000 立方メートル
3. 主要な建設改良事業	
管渠、ポンプ場及び下水処理場整備事業	事業費 25,339,164 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	下水道事業収益	57,624,687 千円
第1項	営業収益	47,395,705 千円
第2項	営業外収益	10,219,020 千円
第3項	特別利益	9,962 千円
支 出		
第1款	下水道事業費用	49,577,614 千円
第1項	営業費用	42,600,972 千円
第2項	営業外費用	6,916,809 千円
第3項	特別損失	29,833 千円
第4項	予備費	30,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額25,617,496千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)

		収	入
第1款	資本的収入		32,482,139千円
第1項	企業債		19,060,000千円
第2項	国庫補助金		8,130,985千円
第3項	負担金		755,926千円
第4項	他会計負担金		4,530,893千円
第5項	水洗化貸付事業収入		4,335千円
		支	出
第1款	資本的支出		58,099,635千円
第1項	建設改良費		26,232,299千円
第2項	償還金		31,858,001千円
第3項	水洗化貸付事業費		4,335千円
第4項	予備費		5,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
管 渠 整 備 事 業	平成31年度から 平成33年度まで	千円 平成31年度以降 7,012,000
ポ ン プ 場 整 備 事 業	平 成 31 年 度	2,127,000
処 理 場 整 備 事 業	平 成 31 年 度 及 び 平 成 32 年 度	平成31年度 4,113,000 平成32年度 2,490,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
下 水 道 建 設 事 業 費	千円 13,086,000	証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から借り入れる。 起債時期は平成30年度とする。 ただし、工事又は市財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度以降に繰り越して発行又は借り入れることができる。	% 9.0以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、40年以内に元金又は元金を均等に償還し、証券発行の細目は市長の定めるところによるものとする。 ただし、償還方法については融資条件により変更することができる。 なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、20,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

平成30年2月23日提出

福岡市長 高島宗一郎